

土 総 第 3 7 7 号
令和 8 年 9 月 2 8 日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いの廃止について(通知)

令和 3 年 1 0 月 2 7 日付け土総第 5 4 1 号、令和 3 年 1 2 月 9 日付け土総第 5 4 1 号の 2、令和 3 年 1 2 月 1 4 日付け土総第 5 4 1 号の 3、令和 4 年 1 月 2 4 日付け土総第 5 4 1 号の 4、令和 4 年 1 2 月 1 6 日付け土総第 6 3 2 号及び令和 7 年 2 月 6 日付け土総第 6 7 0 号による土木部長通知については、本通知をもって廃止とします。

記

○廃止理由について

令和 7 年度で、過年災（令和 3 年災）繰越の執行が完了したため。